

## デジタル複合機保守契約書（案）

- 1 保 寸 物 件 名 デジタル複合機保守契約  
○号物件 ○〇〇〇
- 2 契 約 単 価 別紙「内訳書」のとおり
- 3 予 定 数 量 及 び 金 額 別紙「内訳書」のとおり
- 4 保 寸 対 象 物 品 及 び 仕 様 別紙「内訳書」及び「仕様書」のとおり
- 5 契 約 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 6 保 寸 の 実 施 場 所 別紙「内訳書」のとおり
- 7 契 約 保 証 金 免除

上記、デジタル複合機保守契約について、支出負担行為担当官 九州森林管理局長 ○〇〇〇〇（以下「賃借人」という。）と○〇〇〇〇（以下「賃貸人」という。）は、上記各項及び次の契約条項により契約を締結するものとする。

この契約の証しとして、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

賃借人 住所 熊本県熊本市西区京町本丁2番7号  
氏名 支出負担行為担当官  
九州森林管理局長 ○〇〇〇〇 印

賃貸人 住所  
氏名  
印

# 契 約 条 項

## 第1章 総則

### (契約の目的)

第1条 貸借人は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書並びに仕様書に添付された図面等（以下「仕様書等」という。）の定めに従い、貸借人が保守対象物品（以下「複合機」という。）を常に正常な状態で使用できるよう保守その他の業務を行い、複合機に必要なトナー等（以下「消耗品」という。ただし、用紙、ステープルを除く。）を円滑に供給することを目的とする。

### (契約金額)

第2条 この契約は、単価による契約とし、貸借人が貸借人に支払う契約単価（消費税額及び地方消費税額を含む。）は、別紙「内訳書」のとおりとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

### (債権譲渡の禁止)

第3条 貸借人は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を貸借人の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 貸借人がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、貸借人が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社に債権の譲渡を行い、貸借人が貸借人に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、貸借人は、貸借人に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。

3 第一項ただし書きに基づいて貸借人が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、貸借人が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

### (再委託)

第4条 貸借人は、この契約の全部を第三者（以下「再委託を受ける者」という。）に委

託することはできないものとする。ただし、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部を再委託する場合は、この契約の請負者（以下「請負者」という。）は、あらかじめ再委託を受ける者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を賃借人又は賃借人の指定する者に提出し、賃借人の承認を受けなければならない。なお、請負者は賃借人から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、再委託を受ける者が更に再委託する場合についても同様に賃借人から承認を受けなければならない。

- 2 賃貸人は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委託を受ける者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を賃借人に提出し、賃借人の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約予定金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が 50 パーセント以内の業務とする。
- 3 賃貸人は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項に規定する書面を賃借人に提出し、あらかじめ賃借人の承認を得なければならない。
- 4 賃貸人は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第 2 項の承認の後、速やかに、賃借人に届け出なければならない。
- 5 賃貸人は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第 3 項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、賃借人に届け出なければならない。
- 6 賃借人は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、賃貸人に對し必要な報告を求めることができる。
- 7 賃貸人は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託を受ける者の行為について、賃借人に對してすべての責任を負うものとする。
- 8 賃貸人は、この契約の一部を再委託するときは、賃貸人がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託を受ける者と約定しなければならない。
- 9 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再委託比率が 50 パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再委託として第 2 項から第 6 項までの規定は、適用しない。

（代理人の届出）

第 5 条 賃貸人は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により賃借人に届け出るものとする。

（仕様書等の疑義）

第6条 貸貸人は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに賃借人の説明を求めるものとする。

2 貸貸人は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、貸貸人がその説明の不適当なことを知って、速やかに賃借人に異議を申し立てたにもかかわらず、賃借人が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

## 第2章 契約の履行

### (監督)

第7条 賃借人は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、監督職員を定め、貸貸人の作業場所等に派遣して業務内容及び賃借人が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、賃借人の定めるところにより監督をさせ、貸貸人に対し必要な指示をすることができる。

2 賃借人は、監督職員を定めたとき、その職員の氏名並びに権限及び事務の範囲を貸貸人に通知するものとする。

3 貸貸人は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

4 監督職員は、職務の遂行に当たり、貸貸人が行う業務を不当に妨げないものとする。

5 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

### (保守)

第8条 貸貸人は、複合機を常に良好な運転状態を保つように定期的に点検及び調整を行うものとする。

2 貸貸人は、複合機が故障したときは、直ちに正常な状態にしなければならない。

### (消耗品の供給)

第9条 貸貸人は、消耗品が不足しないよう事前に供給するものとする。

### (消耗品の所有権)

第10条 消耗品の所有権は貸貸人に属し、賃借人は、善良な管理者の注意をもってこれを使用しなければならない。

2 賃借人は、消耗品を原状と変更するような行為並びにその他の用途に使用してはならない。

### (検査)

第11条 貸貸人は、毎月末に複合機のカウンターを確認し、当該月の使用枚数について賃借人又は賃借人が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、仕様書等に定める範囲の業務を終了した通知を受けた日から起算して10日以内に、賃借人の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をする

ものとする。

(複合機の維持補修)

- 第 12 条 貸貸人は、貸貸人の負担において、貸借人が複合機を常時正常な状態で使用できるように、点検、調整を行わなければならない。
- 2 複合機が故障した場合、貸貸人の負担において、直ちに複合機の修理等に着手し、速やかに複合機を正常な状態に回復させなければならない。ただし、故障が貸借人の責めに帰する事由による場合は、仕様書等に定める場合を除き貸借人の負担によるものとする。
- 3 第 1 項の点検調整の不完全又は前項の維持補修の遅延により、1 日以上にわたり、貸借人が複合機を使用できなくなったときは、その期間に応じて第 16 条第 3 項の規定に準じて計算した金額を貸貸人に對し請求することができる。
- 4 貸貸人は、複合機の設置場所に出入りするときは、あらかじめ貸借人の了解を得なければならない。

(代金の減額)

- 第 13 条 第 12 条第 2 項本文の維持補修が遅延し、そのために 1 日以上にわたり、貸借人が複合機を使用できなくなったときは、その期間の代金は、1 か月を 30 日とする日割計算をもって減額（円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）するものとする。ただし、貸借人が複合機を使用できなかった期間の業務を貸貸人において処理した場合は、この限りでない。

(代金の支払)

- 第 14 条 貸貸人が第 11 条の検査に合格したときは、貸借人が複合機を使用した月の翌月に、当該月にかかる月額代金を貸借人があらかじめ定める書式又は貸借人に事前に提出してその承認を得た貸貸人の書式による支払請求書（以下「請求書」という。）をもって、貸借人に請求するものとする。なお、月額代金に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 貸借人は、第一項の請求書を受理した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に月額代金を貸貸人に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

- 第 15 条 貸借人は、約定期間内に代金を貸貸人に支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として貸貸人に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払

うことを要しないものとする。

- 3 賃借人が第 11 条第 2 項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、賃借人は、その超える日数に応じ、前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を賃貸人に対して支払うものとする。

### 第 3 章 契約の効力等

#### (契約不適合責任)

第 16 条 保守及び消耗品の供給が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、賃借人は、自らの選択により、賃貸人に対し修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下、「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、賃貸人は、賃借人に不相当な負担を課するものでないときは、賃借人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、賃借人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、賃借人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 賃貸人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、賃借人がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 賃借人が、履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中複合機を使用できなかったときは、賃借人は、複合機を使用できなかった期間の日数に応じて、年間予定金額に民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した金額を賃貸人に対し請求することができる。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。また、その期間の代金は、1 か月を 30 日とする日割計算をもって算出した金額を減額するものとする。ただし、賃借人が複合機を使用できなかった期間の業務を賃貸人において処理した場合は、この限りでない。

- 4 賃借人は、第 1 項に規定する契約不適合が重大と認める場合又は賃貸人が第 1 項に規定する賃借人の請求に応じない場合、第 19 条の規定により、この契約を解除することができる。この場合において、賃貸人は賃借人に対し、第 24 条第 1 項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、賃借人は返還すべき保守及び消耗品の供給が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。

- 5 賃借人は、第 1 項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、

賃貸人に対してその賠償を請求することができる。ただし、第24条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。

- 6 賃借人は、保守及び消耗品の供給の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に賃貸人に対して通知するものとする。
- 7 第1項の規定に基づく履行の追完の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 8 第1項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された保守及び消耗品の供給に、なお本条の規定を準用する。
- 9 履行の追完に必要な一切の費用は、賃貸人の負担とする。

#### 第4章 契約の変更等

##### (契約の変更)

第17条 賃借人は、この契約の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、契約期間、仕様書等の内容その他賃貸人の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、賃貸人と協議することができる。

- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、賃貸人は、見積書等賃借人が必要とする書類を作成し、速やかに賃借人に提出するものとする。
- 3 賃貸人は、この契約により賃借人のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、契約期間を変更するため、賃借人と協議することができる。

##### (事情の変更)

第18条 賃借人及び賃貸人は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

##### (賃借人の催告による解除権)

第19条 賃借人及び賃貸人は次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 賃貸人が期限までに、複合機を保守しなかったとき又は保守できないことが客観的に明らかなとき。
- 二 保守及び消耗品の供給が第11条の規定による検査に合格しなかったとき。
- 三 第12条に定める複合機の維持補修ができなくなったとき。
- 四 第16条第4項に該当するとき。
- 五 前4号に定めるもののほか、賃貸人がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- 六 この契約の履行に関し、賃貸人若しくはその代理人、使用人に不正又は不誠実な行

為があったとき。

(賃借人の催告によらない解除権)

第 20 条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
  - 二 賃貸人がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - 四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - 五 賃貸人に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
  - 六 賃貸人が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
  - 七 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がその債務の履行をせず、賃貸人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 次に掲げる場合には、賃借人は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- 一 債務の一部の履行が不能であるとき。
  - 二 賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(賃借人の責めに帰すべき事由による場合)

第 21 条 債務の不履行が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(賃借人の任意解除権)

第 22 条 賃借人は、第 19 条又は第 20 条に定める場合のほか、賃借人の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、賃借人は賃貸人に対して契約の解除前に発生した賃貸人の損害を賠償するものとする。

(賃借人の損害賠償請求等)

第 23 条 賃借人は、第 16 条第 5 項に規定する場合のほか、賃貸人がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、賃借人は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、賃借人は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
- 一 債務の履行が不能であるとき。
  - 二 賃貸人がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(違約金)

第 24 条 賃貸人は、第 19 条又は第 20 条の規定により、この契約の全部又は一部を賃借人により解除された場合は、違約金として解約部分に対する年間予定金額の 100 分の 20 に相当する金額を賃借人に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

- 2 第 1 項の規定は、賃借人に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、賃借人がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(賃貸人の解除権)

第 25 条 賃貸人は、賃借人がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定は、賃貸人に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
- 3 前項に規定による損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行うものとする。

(知的財産権)

第 26 条 賃貸人は、この契約の履行が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。賃貸人は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により賃借人に生じる一切の損害を賠償するものとする。

- 2 賃貸人は、仕様書等に知的財産権に関する特別の定めがあるときは、これに従うものとする。

(支払代金の相殺)

第 27 条 この契約により賃貸人が賃借人に支払うべき金額があるときは、賃借人はこの金額と賃貸人に支払う代金を相殺することができる。

第 5 章 談合等の排除特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第 28 条 賃借人は、この契約に関し、賃貸人が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、賃貸人又は賃貸人の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 二 賃貸人又は賃貸人の代理人（賃貸人又は賃貸人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 賃貸人は、この契約に関して、賃貸人又は賃貸人の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を賃借人に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

- 第 29 条 賃貸人は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、賃借人が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、年間予定金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として賃借人が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、賃貸人又は賃貸人の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、賃貸人又は賃貸人の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 公正取引委員会が、賃貸人又は賃貸人の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 四 賃貸人又は賃貸人の代理人（賃貸人又は賃貸人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 賃貸人は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約予定金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約予定金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として賃借人が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。
  - 二 前号の納付命令又は審決において、賃貸人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - 三 賃貸人が賃借人に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 賃貸人は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、賃借人に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、賃借人がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

## 第6章 暴力団排除特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第30条 賃借人は、賃貸人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第31条 賃借人は、賃貸人が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第32条 賃貸人は、第30条の各号及び第31条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 2 賃貸人は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

#### (下請負契約等に関する契約解除)

第 33 条 賃貸人は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようしなければならない。

2 賃借人は、賃貸人が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### (損害賠償)

第 34 条 賃借人は、第 30 条、第 31 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより賃貸人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 賃貸人は、賃借人が第 30 条、第 31 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、賃借人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第 35 条 賃貸人は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を賃借人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

### 第 7 章 秘密の保全等

#### (秘密の保持)

第 36 条 賃借人及び賃貸人は、この契約の実施に際して知り得た相手方の秘密をこの契約の終了後においても、第三者に漏らし、又はほかの目的に利用してはならない。

2 賃貸人は、従業員を賃借人の設置場所に立ち入らせる場合は、当該従業員に身分証明書を携行させなければならない。

### 第 8 章 雜則

#### (調査)

第 37 条 賃借人は、この契約について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、賃貸人に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に賃貸人の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 賃貸人は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(紛争の解決)

第 38 条 貸借人及び貸貸人は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第 39 条 この契約に関する訴えは、貸借人の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

(評価内容の担保)

第 40 条 貸貸人がこの契約において履行すべき内容は、仕様書及び入札に際して貸貸人が提出した提案書並びにその他の書類で明記したすべての内容とする。

(補則)

第 41 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定める。

(別紙)

内訳書

保守対象物品 機種	台数	保守実施場所	契約単価	年間予定数量 (枚)	年間予定金額
○○○	台	○○○○○	モノクロ 円／枚 カラー 円／枚		
小計					
消費税額及び地方消費税額					
合計（年間予定金額）					

※月額代金は、第8条に定める検査によって確定した総枚数から、複合機の点検及び調整並びに通常の使用に伴って生じた不良複写の枚数として、総枚数の2%を差し引いた枚数（小数点以下端数は切り捨てるものとする。）に1枚当たりの契約単価を乗じて得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

※契約単価は、税抜き単価である。

※年間予定数量は、上記に定める数量とし、後日増減があっても賃貸人は異議を申し立てないものとする。